

平成 30 年度調剤報酬等改定項目③

○療担規則、薬担規則等

(平成 30 年 4 月 1 日施行予定)

項目	改正前	改正後
保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和 32 年厚生省令第 15 号）	<p>(処方せんの交付)</p> <p>第 23 条 保険医は、処方せんを交付する場合には、様式第 2 号又はこれに準ずる様式の処方せんに必要な事項を記載しなければならない。</p> <p>2 保険医は、その交付した処方せんに関し、保険薬剤師から疑義の照会があつた場合には、これに適切に対応しなければならない。</p>	<p>(処方せんの交付)</p> <p>第 23 条 保険医は、処方箋を交付する場合には、様式第 2 号若しくは第 2 号の 2 又はこれらに準ずる様式の処方箋に必要な事項を記載しなければならない。</p> <p>2 保険医は、その交付した処方箋に関し、保険薬剤師から疑義の照会があつた場合には、これに適切に対応しなければならない。</p>
保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和 32 年厚生省令第 16 号）	<p>第 4 条の 2 の 2 前条第 2 項の厚生労働大臣の定める保険薬局は、公費負担医療（厚生労働大臣の定めるものに限る。）を担当した場合（第 4 条第 1 項の規定により患者から費用の支払を受ける場合を除く。）において、患者から求めがあつたときは、正当な理由がない限り、当該公費負担医療に関する費用の請求に係る計算の基礎となった項目ごとに記載した明細書を交付しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>第 4 条の 2 の 2 前条第 2 項の厚生労働大臣の定める保険薬局は、公費負担医療（厚生労働大臣の定めるものに限る。）を担当した場合（第 4 条第 1 項の規定により患者から費用の支払を受ける場合を除く。）において、正当な理由がない限り、当該公費負担医療に関する費用の請求に係る計算の基礎となった項目ごとに記載した明細書を交付しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>
保険医療機関及び保険医療養担当規則及び保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則の一部を改正する省令（平成 24 年厚生労働省令第 26 号）	<p>附則 (保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第 3 条 領収証を交付するに当たり明細書を常に交付することが困難であることについて正当な理由がある場合は、第 2 条の規定による改正後の保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（以下「新薬担規則」という。）第 4 条の 2 第 2 項の規定にかかわらず、当分の間、患者から求められたときに明細書を交付することで足りるものとする。</p> <p>2 明細書の交付を無償で行うことが困難であることについて正当な理由がある場合は、新薬担規則第 4 条の 2 第 3 項の規定にかかわらず、当分の間、明細書の交付を有償で行うことができる。</p>	<p>附則 (削除)</p>
高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い	<p>第 26 条の 5 の 2 前条第 2 項の厚生労働大臣の定める保険薬局は、公費負担医療（厚生労働大臣の定めるものに限る。）を担</p>	<p>第 26 条の 5 の 2 前条第 2 項の厚生労働大臣の定める保険薬局は、公費負担医療（厚生労働大臣の定めるものに限る。）を担</p>

<p>及び担当に関する基準 (昭和 58 年厚生省告示第 14 号)</p>	<p>担当した場合（第 26 条の 4 第 1 項の規定により患者から費用の支払を受ける場合を除く。）において、<u>患者から求めがあつたときは、正当な理由がない限り、当該公費負担医療に関する費用の請求に係る計算の基礎となつた項目ごとに記載した明細書を交付しなければならない。</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>当した場合（第 26 条の 4 第 1 項の規定により患者から費用の支払を受ける場合を除く。）において、正当な理由がない限り、当該公費負担医療に関する費用の請求に係る計算の基礎となつた項目ごとに記載した明細書を交付しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>
<p>高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準の一部を改正する件（平成 24 年厚生労働省告示第 74 号）</p>	<p>ただし、保険医療機関（病院を除く。）及び<u>保険薬局</u>において、領収証を交付するに当たり明細書を常に交付することが困難であることについて正当な理由がある場合は、この告示による改正後の第 5 条の 2 第 2 項又は第 26 条の 5 第 2 項の規定にかかわらず、当分の間、患者から求められたときに明細書を交付することで足りるものとし、明細書の交付を無償で行うことが困難であることについて正当な理由がある場合は、この告示による改正後の第 5 条の 2 第 3 項又は第 26 条の 5 第 3 項の規定にかかわらず、当分の間、明細書の交付を有償で行うことができるものとする。</p>	<p>ただし、保険医療機関（病院を除く。）において、領収証を交付するに当たり明細書を常に交付することが困難であることについて正当な理由がある場合は、この告示による改正後の第 5 条の 2 第 2 項又は第 26 条の 5 第 2 項の規定にかかわらず、当分の間、患者から求められたときに明細書を交付することで足りるものとし、明細書の交付を無償で行うことが困難であることについて正当な理由がある場合は、この告示による改正後の第 5 条の 2 第 3 項又は第 26 条の 5 第 3 項の規定にかかわらず、当分の間、明細書の交付を有償で行うことができるものとする。</p>

<h2 style="margin: 0;">処 方 箋</h2> <p style="margin: 0;">(この処方箋は、どの保険薬局でも有効です。)</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">分割指示に係る処方箋 分割の__回目</p>												
公費負担者番号				保 険 者 番 号								
公費負担医療の受給者番号				被保険者証・被保険者手帳の記号・番号								
患 者	氏 名		保険医療機関の所在地及び名称									
	生年月日	明大昭平 年 月 日	男・女	電 話 番 号								
	区 分	被保険者	被扶養者	保 険 医 氏 名			(印)					
都道府県番号		点数表番号	医療機関コード									
交付年月日		平成 年 月 日		処方箋の使用期間		平成 年 月 日		特に記載のある場合を除き、交付の日を含めて4日以内に保険薬局に提出すること。				
処 方	変更不可 (個々の処方薬について、後発医薬品(ジェネリック医薬品)への変更に差し支えがあると判断した場合には、「変更不可」欄に「レ」又は「×」を記載し、「保険医署名」欄に署名又は記名・押印すること。)											
	備考 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 保険医署名 (「変更不可」欄に「レ」又は「×」を記載した場合は、署名又は記名・押印すること。) </div> <p style="text-align: center; font-size: small;"> 保険薬局が調剤時に残薬を確認した場合の対応(特に指示がある場合は「レ」又は「×」を記載すること。) <input type="checkbox"/> 保険医療機関へ疑義照会した上で調剤 <input type="checkbox"/> 保険医療機関へ情報提供 </p>											
調剤済年月日		平成 年 月 日		公費負担者番号								
保険薬局の所在地及び名称 保険薬剤師氏名				(印)								
				公費負担医療の受給者番号								

- 備考 1. 「処方」欄には、薬名、分量、用法及び用量を記載すること。
2. この用紙は、日本工業規格 A 列 5 番を標準とすること。
3. 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令(昭和51年厚生省令第36号)第1条の公費負担医療については、「保険医療機関」とあるのは「公費負担医療の担当医療機関」と、「保険医氏名」とあるのは「公費負担医療の担当医氏名」と読み替えるものとする。

分割指示に係る処方箋（別紙）

(発行保険医療機関情報)

処方箋発行医療機関の保険薬局からの連絡先

電話番号 _____

FAX番号 _____

その他の連絡先 _____

(受付保険薬局情報)

1回目を受け付けた保険薬局

名称 _____

所在地 _____

保険薬剤師氏名 _____ (印)

調剤年月日 _____

2回目を受け付けた保険薬局

名称 _____

所在地 _____

保険薬剤師氏名 _____ (印)

調剤年月日 _____

3回目を受け付けた保険薬局

名称 _____

所在地 _____

保険薬剤師氏名 _____ (印)

調剤年月日 _____